

第2 中国残留邦人等に対する支援給付制度の概要

中国残留邦人等に対する支援策は老齢基礎年金の満額支給及び老齢基礎年金支給額を補完する支援給付を大きな柱としています。

1 趣旨

支援給付は、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する制度として設けられたものであり、その内容は基本的には「生活保護制度」の例によるものとしています。

2 対象者

支援給付の対象者は、次のとおりです。

- (1) 「老齢基礎年金の満額支給」の対象となる中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない方
- (2) 支援給付を受けている中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者
- (3) 支援給付に係る改正法施行（平成20年4月1日）前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際に生活保護を受けていた方

3 基準

支援給付の基準額は生活保護法の最低生活費基準額と同一です。

4 医療支援給付

(1) 医療支援給付の概要

医療支援給付の範囲や診療方針及び診療報酬等については、基本的に医療扶助の取扱いに準じることとしており、被用者保険や他法他施策により医療の給付がなされる場合を除き、医療費の全額が医療支援給付の対象となります。

(2) 医療支援給付の給付手続き

日本語が不自由であるなど中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、本人の負担軽減を図るため、要否意見書の送付及び提出、医療券の発行など必要な手続きを実施機関と医療機関の間で直接やりとりを行うこととします。

この場合、患者本人は医療機関に医療券を持参しません。そのため患者本人は実施機関が発行する、「本人確認証」を医療機関の窓口で提示することとされています。

5 実施機関

- (1) 実施機関は大阪市役所となります。（各区保健福祉センター等では事務を取扱っておりませんので、ご注意ください。）
- (2) 医療券の発行等は、大阪市福祉局 生活福祉部 中国残留邦人等生活支援窓口へご連絡願います。
(TEL : 06-6208-7935)